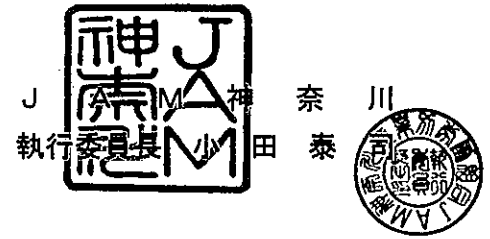


神奈川県労働局長  
児屋野 文男 殿



2025年7月18日



## 申 出 書

最低賃金法第15条の1項の規定により、神奈川県ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県においてボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者 25,986 名

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県においてボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ6箇月未満の者であって技能習得中の者
  - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- 約 4,498 名

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業

#### 4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申し出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり特定（産業別）最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のための事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意した労働者数 8,492人(A)  
神奈川県におけるイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学  
機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業を営む使用  
者に使用される労働者数 25,986人(B)

$$9,484 \div 25,986 = 36.5\%$$

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,182円/1時間（小数点以下切り捨て）

- (2) 申出産業はあらゆるものづくりの底支えとなり、労働者数、売上高などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

## 6. 添付書類

- (1) 最低賃金申請組合
- (2) 機関決定の写し
- (3) 申し出合意書および委任状
- (4) 協定単組の協定書写し

以上

## 賃金格差に関する疎明資料

神奈川県・はん用機械器具（E25）生産用機械器具（E26）業務用機械器具（E27）製造業単純平均

	30人以上	5人以上
① 所定内給与額（月／円）	425,133	406,554
② 所定内労働時間（月／時間）	149	149
③ 時間あたり給与（①÷②／円）	2,854	2,729
指数	100	96

資料出所：神奈川県毎月勤労統計調査（令和7年4月速報値）

注1) 小数点以下は切り上げ処理

注2) 指数は、30人以上を100とした。

賃金格差の実態に関して毎月勤労統計調査（令和6年4月速報値）のデータを使用した。上表の通り中分類のはん用機械器具（E25）生産用機械器具（E26）業務用機械器具（E27）製造業平均のデータ①と②の提示により賃金格差の実態を表したものである。

但し、データ提示にあたっては、当該データはサンプル数が少ないなど精度面で実態を適切に表しにくい事を補足する意味から、大分類の製造業のデータを参考として以下に掲載し、賃金の格差の参考表示としたい。

### <参考>

神奈川県・製造業（E）

	30人以上	5人以上
① 所定内給与額（月／円）	379,929	364,904
② 所定内労働時間（月／時間）	143.7	142.6
③ 時間あたり給与（①÷②／円）	2,644	2,559
指数	100	97

資料出所：神奈川県毎月勤労統計調査（令和7年4月速報値）

注1) 小数点以下は切り上げ処理

注2) 指数は、30人以上を100とした。

以上

## 特定最賃申し出の申請組合

No.	組合名	月額金額 (単位：円)	所定労働時間 (時間)	時間額
1	三菱化工機労働組合			1,270
2	アネスト岩田労働組合			1,300
3	油研工業労働組合	200,000	1878.3	1,278
4	日本精工労働組合 藤沢支部			1,182
5	日本精工労働組合 桐原支部			1,182
6	日本精工労働組合 藤沢技術支部			1,182
7	カヤバ労働組合 相模支部	198,696		1,222
8	芝浦機械労働組合	212,070	1911	1,331
9	コマツユニオン湘南支部			1,250
10	三菱重工グループ労働組合連合会 相模原地区本部	212,400	1911.6	1,333
11	キャピラーン労働組合 相模地区	208,000	1920	1,300
12	I H I 労働組合連合会 横浜支部	208,000	1920	1,300
13	住友重機械労働組合連合会 横須賀地方本部	212,870	1920	1,330
14	久保機工労働組合	190,000	1760	1,296
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

## 2025年度

	組合名	合意書	決議文	機関名	協定書 (組合員)	協定書 (従業員)	協定金額	組合員数
1	三菱化工機	○				○	1270	372
2	アネスト岩田	○				○	1300	258
3	油研工業	○				○	1278	201
4	日本精工 藤沢支部	○			○		1182	448
5	日本精工 桐原支部	○			○		1182	610
6	日本精工 藤沢技術支部	○			○		1182	980
7	カヤバ 相模支部	○				○	1222	598
8	芝浦機械	○				○	1331	266
9	コマツユニオン湘南支部	○				○	1250	914
10	マキノ	○	○					701
11	オシキリ	○	○					81
12	日本トムソン	○	○	中央委員会				20

小計

5,449

## 特定最低賃金(一般機械器具製造業) 基幹労連 申請要件

	組合名	合意書	決議文	機関名	協定書 (組合員)	協定書 (従業員)	協定金額	組合員数
1	三菱重工 相模原支部	○			○		1333	1658
2	キャパラーシヤン労組 相模地区	○			○		1300	115
3	IHI労組連合会横浜支部	○			○		1300	1352
4	住重労働組合 横須賀支部	○			○		1330	906

小計

4,031

## 特定最低賃金(一般機械器具製造業) 自動車総連 申請要件

	組合名	合意書	決議文	機関名	協定書 (組合員)	協定書 (従業員)	協定金額	組合員数
1	久保機工	○			○		1296	4

小計

4

合計

9,484

適用労働者数

25,986

合意者比率

36.5%